

開発行為の手引き

【亀山市環境保全条例編】



令和 7 年 5 月 26 日版

■ 亀山市環境保全条例とは（条例第 1 条）

この条例は、亀山市環境基本条例第 3 条に定める基本理念（※ 1）にのっとり、開発行為と環境の保全との調和等を図るため、開発行為に関し必要な措置等を定め、もって環境の保全の推進に寄与することを目的に制定されました。

※ 1 亀山市環境基本条例・第 3 条（基本理念）

環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを維持し、次世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

■ 届出が必要な開発行為（条例第 2 条、規則第 3 条・別表第 1）

- （1） 5,000 平方メートル以上の山林の伐採
- （2） **1,000 平方メートル以上の土地の区画形質の変更**
- （3） 1,000 平方メートル以上の土石、砂利等の採取
- （4） 延べ面積が 500 平方メートルを超える建築物の建築
- （5） 産業廃棄物の処理施設で規則（※ 2）で定めるものの建設
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に環境保全上必要と認める行為

※ 2 規則・別表第 1

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条に定める施設及びその基準に満たない施設
- 2 動物のふん尿の脱水施設、乾燥施設及び天日乾燥施設
- 3 木くず破砕施設
- 4 硝子くず及び陶磁器くずの破砕施設
- 5 建設廃材の破砕施設
- 6 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

■届出が必要な区域（条例第3条）

- （1） 都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針による土地利用区分で規則で定める区域（※3）
- （2） 砂防法第2条の規定により指定された土地
- （3） 自然公園法第5条の規定により指定された区域
- （4） 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- （5） 森林法第5条第2項第1号に規定する地域森林計画の対象とする森林の区域
- （6） 文化財保護法第143条の規定により指定された伝統的建造物群保存地区
- （7） 亀山市水道水源保護条例第5条第1項の規定により指定された水源保護地域
- （8） その他特に自然環境の保全上、市長が必要と認める地域

※3 亀山市都市マスタープランの土地利用配置方針により**市内全域が区域**となります

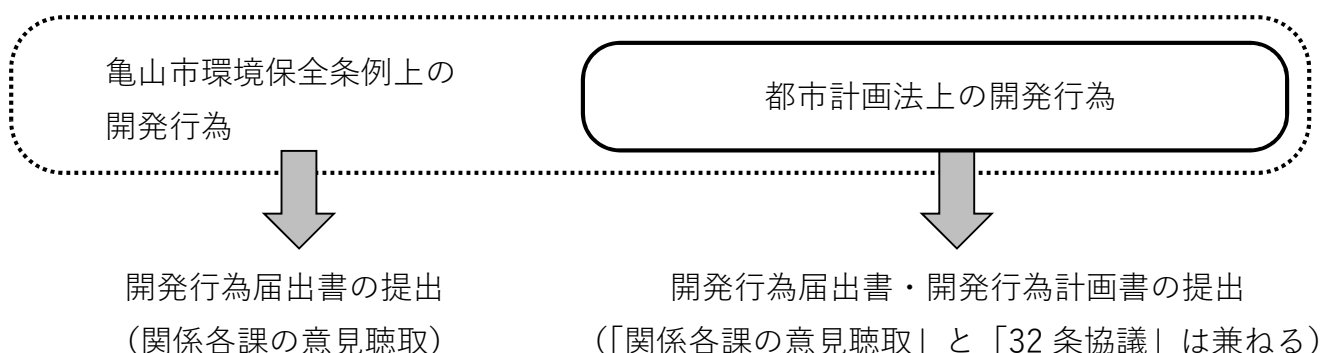
■都市計画法の開発行為との関係

亀山市内は、都市計画法第4条第12号、第29条、第32条、都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（三重県）第5条の規定により、以下の開発行為について、公共施設の管理者である亀山市との協議（以下「32条協議」という）と、三重県の開発許可が必要になります。

建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

- ・都市計画区域内 1000 m²以上
- ・都市計画区域外 1ha 以上

都市計画法上の開発行為は、必ず亀山市環境保全条例上の開発行為になります。



■届出の流れ（規則第4条～第6条）

亀山市環境保全条例上の手続き

※都市計画法第29条の開発許可が必要な場合は、
開発行為の手引き【亀山市開発行為審査要綱編】
をご覧ください。

基本的なケース

開発行為届出書の提出



関係各課の意見聴取



承認結果通知書の発行



工事着手・完了

亀山市環境保全審議会が
開かれるケース

不承認となるケース

不承認結果通知書の発行



開発不可

市長が特に環境保全上
必要と認める行為と判断
されるケース

亀山市開発行為審査要綱上の手続き

開発行為計画書の提出が必要なケース

開発行為計画書の提出



関係各課と協議・協議書の作成



開発行為に関する同意書の発行



工事着手届出書の提出



工事着手・完了



工事完了届出書の提出



完了検査・開発行為完了検査確認書の発行

亀山市開発担当者会議・
亀山市開発行為審議会が
開かれるケース

同意できない場合は、環
境保全条例上の手続きの
「不承認となるケース」
となる

※詳しくは、開発行為の手引き【亀山市開発行為審査要綱編】をご覧ください。

■ 亀山市環境保全審議会（規則第 8 条）

- 1 亀山市環境保全審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 審議会の庶務は、環境課において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

■ 届出書類

・ 開発行為届出書 正 2 部、副 1 部

・ 添付書類

環境配慮事項説明書（開発区域、その周辺の状況が分かる写真）

位置図、計画平面図、区域図、公図、登記事項証明書

その他必要な図書（土地所有者の同意書、建築物の平面図・立面図等）

■ 担当部署

・ 届出について

亀山市役所 建設部 建築住宅課 建築開発グループ

住所：〒519-0195 三重県亀山市本丸町 577 番地（本庁舎）

TEL：0595-84-5088

FAX：0595-82-9669

MAIL：kenchiku@city.kameyama.mie.jp

・ 亀山市環境保全審議会について

亀山市役所 産業環境部 環境課 環境創造グループ

住所：〒519-0166 三重県亀山市布気町 442 番地（総合環境センター 4 階）

TEL：0595-96-8095

FAX：0595-82-4435

MAIL：kankyo@city.kameyama.mie.jp